

社会福祉法人敬人会 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬人会（以下「敬人会」という。）の理事長が 敬人会の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 第1条における業務とは定款第17条及び24条の業務をいうものとする

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、年額1,200万円までを支給する。

但し、理事長が施設長等を兼務する場合は、施設長等給与相当額について理事長報酬は支給しないものとする。

2 支給する報酬額は別に定める理事長報酬算定調書による。

3 役員及び評議員の報酬及び費用弁償並びに退職金に関する規程第6条の2により、理事長報酬額から現に受け取る報酬額を差し引いた額の範囲内で算定した退職金を支払う場合は、第1項の金額を超えて支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については敬人会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償並び退職金に関する規程による。

(その他必要な事項)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会及び評議員会が定めるものとする。

附 則

平成30年11月18日 施行。

令和 3年 3月26日 第4条を改正。

令和 5年 3月 3日 第3条第3項を追加。